

## 平成22年度戦略的基盤技術高度化支援事業 事業概要

### 1. 制度の目的

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化に資する研究開発から試作段階までの取組を促進することを目的としています。

特に、複数のものづくり中小企業者と、川下製造業者や大学、公設試験研究機関等が広がりをもって連携した取り組みであって、本事業の成果を活用した製品等が明確となっている、具体的な提案を支援することとします。

### 2. 応募対象事業

本事業の応募対象は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」という。）第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む）を受けた法認定計画を基本とした研究開発等の事業になります。

### 3. 応募対象者

- 法の認定を受けたものづくり中小企業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。  
※共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。
- 共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」（以下「法認定事業者」）及び協力者を全て含む必要があります。
- 本事業への応募者は、事業管理機関です。事業管理機関は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理（知的所有権を含む）等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。

### 4. 研究開発期間と研究開発費の規模

研究開発期間	2年度又は3年度
研究開発規模 （上限額）	平成22年度（平成23年3月31日まで）に行う研究開発に要する費用の合計額（税込）が、4,500万円以下。
想定件数	1件当たり4,500万円とすると、270件程度採択する予定です。

### (5) 公募期間

平成22年3月1日（月）～平成22年4月22日（木）

# 戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み

